

平成29年第3回大町町議会（定例会）会議録（第3号）						
招集年月日	平成29年6月5日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	平成29年6月8日	午前9時28分	議長	永尾光次	
	散会	平成29年6月8日	午前11時44分	議長	永尾光次	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	永尾光次	○	6	内野強美	○
	2	藤瀬都子	○	7	山下時三	○
	3	諸石重信	○	8	松崎直文	○
	4	早田康成	○	9	原田謹吾	○
	5	中山雄次郎	○	10	中山初代	○
会議録署名議員	7番	山下時三	8番	松崎直文		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	古賀久美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	会計管理者	成富貞伸		
	教育長	船木幸博	総務課長	坂井清英		
	総務課参事	藤瀬善徳	企画政策課長	井原正博		
	生活環境課長	古賀 壯	町民課長	西森明広		
	子育て・健康課長	山崎ひとみ	福祉課長	岩瀬重義		
	農林建設課長	森 光昭	教育委員会事務局長	小木 誠		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成29年6月8日

日程第1 一般質問

1. 大町町の観光スポットを見直す (中山雄次郎議員)
2. 定住促進条例について (中山雄次郎議員)
3. 国民健康保険事業の「都道府県化」について (中山初代議員)
4. 要保護、準要保護世帯の新入学準備金の早期支給について (中山初代議員)
5. 玄海原子力発電所の再稼働は許せない。その立場に (中山初代議員)
6. 町民運動会のあり方 (松崎直文議員)
7. 企業誘致について (松崎直文議員)
8. 国道34号の交通安全対策について (藤瀬都子議員)
9. 自治体の非正規職員の処遇改善について (藤瀬都子議員)

午前9時28分 開議

○議長（永尾光次君）

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、平成29年第3回大町町議会定例会3日目は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（永尾光次君）

日程第1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は通告書により順次質問を許可します。

5番中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

おはようございます。5番、公明党の中山雄次郎でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、これより私の一般質問を行わせていただきます。

今回は、1、大町町の観光スポットを見直す、2、定住促進条例についての2項目を通告しております。

まず、大町町の観光スポットを見直すについて質問いたします。

最近、ケーブルテレビで「わが町！おおまち」が繰り返し放送され、先日には、「前川清の笑顔まんてんタビ好き」が地上波放送され、私の周りでも話題となっております。しかしながら、私自身、不満な点も感じているのも事実でございます。それは、炭鉱の町として栄華を誇っていたが、現在、閉山してからは衰退する一方とのニュアンスが見てとれるからです。これでは町のアピールにはつながらないのではと考えております。

本町のホームページを開き観光スポットをクリックすると、土井家住宅や聖岳展望所などとともに、浦田自然公園やボタ山わんぱく公園が載っております。すばらしい景観や豊かな自然環境がうたい文句となっているようですが、加えて積極的なアピールが必要なのではないのでしょうか。

まず、私がここで提案したいのは、ボタ山わんぱく公園のドッグラン整備を要望したいと思っております。公園建設当初は打ち出されておりましたが、現状はどうでしょうか。

また、管理人が常駐されており、多目的広場を利用した上でのバーベキューセットの貸し出しなどを考えてはいかがでしょうか、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

大町町の観光スポットを見直すという御質問でございます。

御指摘のボタ山わんぱく公園のドッグランの整備につきましては、おっしゃるとおり、当初から計画はされておりました。今は計画どおりに狭小ではありますが、駐車場の北側に整備し開放しております。利用される方もいらっしゃいますので、草刈り等の維持管理も管理人の方をお願いしております。

また、現在、各公園の利用に際しては、火気を使用される場合は事前に使用申請書を提出していただき、適当と認めるときは火気等の使用を許可しているところでございます。

ボタ山わんぱく公園の場合は、森林に囲まれ、高台のため、風の影響も受けやすく、火気

使用は地形上、山林火災等のリスクを考えますと非常に厳しいのかなと思っております。

この件につきましては、議員の御提案に私も同調しておりましたけれども、ボタ山わんぱく公園でのバーベキューについては、施設の管理運営上、そして地形上、適当ではないと言わざるを得ないということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

まず、ドッグランのことについてですが、お尋ねしたいんですけれども、現在、大町町内における登録されている愛犬は何頭ぐらいいるのか、わかりましたらよろしくお願いたします。

○議長（永尾光次君）

古賀生活環境課長。

○生活環境課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

平成29年5月31日現在での犬の登録数は342頭となっております。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

ありがとうございます。この愛犬だけで342頭いるということは、私の家にも室内犬がおりましたけれども、やはりもう家族同様ということで、とにかく本当家族と変わらないような感じで飼っているというか、つき合っている、一緒に生活しているというふうな感じでございます。もう7,000人を切った町内において、342匹の愛犬がいるということは、素晴らしいことだと思います。そして、特に高齢化が進んでいる大町町内においては、アニマルセラピーと申しますか、犬との触れ合いで認知症が治ったとか、情緒面での効果があるということは、もう学会のほうでも報告されている現状でございます。

そんな中で、今、町長はドッグランのほうは整備されているということをおっしゃっておられましたけれども、私も何度か見に行きましたが、ただフェンスがあって、あそこで犬を、大きな中型犬ぐらいだったらいいのかもわかりませんが、私の家のところは一昨年亡くなって、もう本当打ちひしがれておりましたけれども、愛犬というか、ダックスフンドで小

さな犬やったんですけど、そういった愛犬やったら、あそこで遊ばせるということはなかなか難しいのかなと思いますので、そういった中で、もうちょっと、ただドッグランがありますよじゃなくて、アピールポイントになるようなドッグランにするということで、管理人の力だけでは難しいようでしたら、例えば、近隣で言いますと、このわんぱく公園ができる前は、私は有田のドッグランヒルズというところで、ビジター1回1千円で遊ばせたりしておりましたけれども、そういったところを見ながら、もうちょっとわんぱく公園の1つのアピールポイントになるようなドッグランにするというふうなお考えはあるのかどうか、よろしく申し上げます。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

ドッグランにつきましては、当初計画どおりで、今、実際使っていただいておりますけれども、魅力のあるドッグランの整備ということになれば、もう少し時間も必要、研究も必要かなと思います。今言われた、その近隣の市町のいいドッグランというですかね、人気のあるドッグランの整備をちょっと確認させていただいて、それからまた考えていきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

これはもう、ぜひお願いしたいと思います。

それと、近隣市町における公園がありますが、例えば、白石町であったりとか、北方町の公園では、リードを外さないでくださいとかいう立て看板があったりとか、犬は連れてこないでくださいと、連れてきてもリードは絶対離さないでくださいというふうなことが書いてあって、有田町、そういう固有名詞を出すのはどうかと思いますけれども、そういったところではお金を出しても相当な人気がありました。そして、あと愛犬家の皆さんは御存じだと思いますけれども、金立のサービスエリアの中のドッグラン、ああいうところには、遊ばせるためだけに高速道路に乗るということもあったりしているんですよ。そういった中で、大町町のボタ山わんぱく公園は無料というか、そういったふうな遊ぶことができると、大きな目玉になるのではないかと思いますので、ぜひ、そこはよろしくお願いしたいと思います。

そして、このドッグランをつくるということで、愛犬家の方が来やすくなるようなドッグランができるということで、以前に比べて大分少なくなっていると思いますけれども、犬の散歩中のふんで困っている方もおられるようです。あそここのところ、ごっとい同じ犬じゃなからうかねと、ごっというんこばして、飼い主もそのまま行きよんさっごたっとかいうふうな方もおられますけれども、そういった中も、ドッグランを利用することで愛犬家のマナー向上にもつながるのではと思います。ちょっとしたことなんでしょうけれども、こういったことをちょっと執行部のほうでお金をそういうふうにはけなくとも、何かすることで大町町の大きな魅力につながればというふうに考えています。

そして、あとドッグランのほうでは、もう一点が、行く行くはこれはできるのかどうかわかりませんが、その公園のドッグランの入り口のところとか、足洗い場のところですかね、ああいうところとか、あとは管理人室で、ワンちゃんグッズ、例えば、リードであったりとか、そういったふうな販売までできれば、一つの大きな魅力になると思いますけど、その辺の展望について、町長、何かお考えがあったらお願いします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

ボタ山わんぱく公園については、せっかく公園できております。来場者もふえているというふう聞いております。販売については、町営であるところでやるのはどうかというのは、ちょっと調査をさせていただきたいですけれども、今、御提案のあったもろもろのことについては、大町町の魅力アップにつながれば、ぜひ考えていきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

もう早急に——早急にというか、できるだけ、こういったことをすることでいろいろ愛犬家の方と話したり、一緒に最近お酒を飲む機会もふえてきたので話をすると、せっかくドッグランのできたて聞いて行ってもというごたっがありますので、ぜひ、やっぱり大町よかったよねと、そういった方がまた、白石の方、北方、武雄市の方に口コミで広がっていけば、きょう出しております2問目の定住促進のほうにもつながっていくのではと。これは本当、大きなあれなんですけれども、そういったことを思いますので、よろしくをお願いします。

そして、バーベキューセットの貸し出しについては、やはり地形上、火気が問題かと思いますが、その後、きょう2問目で言おうと思っていましたけど、浦田公園なんですけれども、その浦田公園のところでも、役場のほうに申請すればバーベキューをしていいということで、私は高砂町内なんですけれども、高砂町内の若い方たちと——私も若いつもりなんですけど、一緒にバーベキューをしながら、一緒にお酒を飲んで大町のことを話したりしたときに、そのときにドッグランのことを、どがんとんしてくれんね、なかなか遊ばれんよということがあったので、これは一般質問で必ず言うけんねというふうな形で出しておりましたけれども、その中で、バーベキューセットの貸し出しについて、これは、私はわんぱく公園でとっておりましたけれども、わんぱく公園が火気でできなければ、浦田公園でもできるのかなと思いますけど、浦田公園はちょっと常駐しておりませんので、難しいんですけれども、これは、江北町のほうであっているということやったんですけれども、それは民間業者が入っているようです。バーベキューセットの貸し出しに加えて、コンロや炭にとどまらず、希望者には肉や野菜まで調達するなどの方法もあると聞いております。こういったものを、例えば、町内業者のほうと委託してするということになってくると、これが本当の地場産業につながってくるのではと思います。ボタ山わんぱく公園のみならず、浦田自然公園も本当、湖に囲まれたすばらしい景観の中、四季折々、桜であつたりとかツツジなど、季節の花々が楽しめておりますので、そういった中でのバーベキューであつたりとか、バーベキューをせんでも、そこで食事ができるようにできないかなと思います。

わんぱく公園は、管理人が常駐しているというのはすばらしいことなんですよ。近くの近隣の公園で、今までもよくあるんですけれども、これは県内に限らずどこでもそうなんでしょうけど、緑が必要だということで、公園はつくりますけれども、つくったが最後で、その公園は寂れていくばかりという中で、管理人がおられるというのが第1点。

また、公園設備のときに、私も委員会で大分質問もさせてもらったりとかしましたけれども、やはりトイレがきれいというのが、非常に若いお母さんの子供連れの方には好評です。私の知り合いの方も、武雄からも江北からも、あそこ、トイレのきれいかけんよかもんねという奥さんたちの声も聞いておりますので、もっとアピールをしていただければと思います。

また、今言いましたけれども、次に、その浦田公園のことですけれども、そこは隠れたバス釣りの名所と聞いております。ちょっと私は釣りのほうはあんまりせんけん、わからんですけれども、ホームページでも、休日には若者や家族連れなどでにぎわっていると記載さ

れております。しかし、逆に言えば、浦田公園も近くなんで歩いたりしていくと、中には心ない釣り客の釣り針や糸が捨てられたままになっているというような話も聞いておりますし、実際ありました、リールというんですかね。それで、例えば、犬の散歩をするときに、犬がそれをくわえて危なかことのあったというようなのも聞いておりますけれども、そういった中で、佐賀では有名な北山ダムのところのように、バス釣り大会などの開催でマナーの向上にもと考えておりますが、まずは、情報発信が最優先と思いますが、バス釣り大会とか、それを逆手にとって、浦田公園でできないかと思っておりますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

中山雄次郎議員には、ふだんからまちづくりについていろいろと考えていただいておりますことに感謝申し上げます。

先ほどのバーベキューについてですけれども、これは、ボタ山のほうにという、なぜボタ山かというのは、先ほど言われた管理人がいらっしゃるからということも考えておりました。そして、お肉のセットも含めて考えておりましたけれども、ちょっと風が強い、管理人とお話をしている中で、ほとんど一年中風が強いというところで、炭火を使ってやるのはどうかというのがちょっとありましたので、このボタ山についての火気使用については、不適切かなというふうに思っております。ただ、先ほど言われました浦田公園については、その辺のところも今後考えていきたいと思っておりますけれども、ただ、管理人がいらっしゃらないということもあって、もう少し時間が必要かなというふうに思っております。

そしてまた、今、ブラックバス釣り大会ということで、これに限って答弁をさせていただきますけれども、これは浦田公園のため池に限らず、町内のため池につきましては、農業用のため池として機能が優先されなければならないというふうに思っております。ため池管理については、各ため池の水利権を持つ生産組合が年に数回、堤塘の草刈り等を行っておられまして、これにより、ため池の保全がなされているということになっております。

これまでも、釣り人が不用意に捨てた糸、それも釣り針がついている糸も多々あるということを知っております。非常に危険が伴うということで、町のほうに釣りを禁止にできないかという要望も来ております。そして、近隣の住民の方からも結構苦情が来ておられて、

弁当がらとか、そういうごみのポイ捨てがあるということで聞いております。釣りの名所ということですが、これは誰かが外来種のブラックバスを放流しているという情報もあって、大町町、ほんに釣りはしやすいんですけども、そういうことでブラックバスの名所ということになっているようです。

地元では、マナー向上の看板も自前でつくって設置をされているところもあります。大町町としては、釣りを禁止と、釣り好きの人が大町町のため池ではできないというようなことをするつもりはありませんけれども、ただ、マナーの向上については、町としても周知をしていきたいというふうに考えております。

このようなことから、バス釣り大会に限っては、開催ということは、地元及び水利権者の理解を得るのは難しいというふうに考えております。ただ、ハイキングとかウオーキングとか、草花、昆虫の観察等、自然公園の特色を生かしたイベント等の取り組みについて、今後、検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

はい、ありがとうございます。そうですね、その一つのバス釣り大会というのが、私がここで話したいのは、今言うごと、やはりマナーの向上というのが大前提で、結構、福岡ナンバーとか、そういった他県ナンバーの車が路駐して、音も結構高かったりとか、日曜日の朝、もう早くからとかいうふうなのがありますので、逆手にとってというふうなのもあったんですけども、本当、そこを管理していただいている方のお気持ちとか考えると、なかなかそういったことにはつながらないのかなと思いますけれども、やはり釣り客に対してのマナーというか、こういったのもどうかしていかんと、浦田公園だけじゃなくて、神山のところの方とお話ししたときに、えすかごたっというてから、注意しゅうで思うても、若っか兄ちゃんたちのぞろっておんさっぎんたていうごたっ話も聞いておりますので、そういった形で、やはりこういうふうな、逆に言うと、そういう方の純粹に楽しむじゃなくて、そういう人のたまり場になるということも考えられるのではと思いますので、そういった面も踏まえて、公園管理のほうについて考えていただければと思います。

今回、浦田公園のほうは、公園灯の設置も予定されているようです。本当、平成25年に町道高砂団地内線工事に伴って、私は浦田公園は見事によみがえったと思います。それまでは

うっそうとした、公園というよりもちょっとした森で、何か薄暗くなったらもう女の子とかは行くなと言わんばらんごたつとこやったとが、この公園灯ができて、また、四季折々が見えるような立派な公園に生まれ変わったなというふうに思っております。

そういった中で、もう何度かそこで地元の有志の方とかと一緒にバーベキュー大会しましたけれども、横では年配の御夫婦の方がハイキングかたがたお弁当を広げておられたりとかして、非常に見よってもいい公園になったなと思いますので、やはり人が集う公園を維持するためにいろんなことを、今回はバス釣り大会というのは一つの案で、これは難しいと思いますけれども、ぜひ維持していくことを、実現をお願いしたいなと思います。

次の2項目めに移りたいと思います。

2項目めは、先ほどお話ししました定住促進条例についてであります。

この条例は、本町への定住と人口の増加を図るためを目的に、平成25年4月より施行されております。途中、リフォーム補助金については、28年3月までの申請分で終了となっておりますけれども、このときも委員会でも話はしましたけれども、やはり奨励金を続けるべきだということで、私も大分話して、リフォーム補助金は終了しても、定住奨励金だけは残していこうということで話が決まった経過があります。そういったことで、定住奨励金は残っております。

最近また、広告等が新聞に入ってますけれども、この前の新聞に載っておったのが、大町町の新築と白石、北方、武雄の中野地区のが出ていましたけれども、大町のところには、奨励金がありますよと、子供さんがいらっしゃったらプラス30万円ですよというふうな、無償でというか、不動産屋が紹介してくれるような、本町のメリットが大きく載っております。

ところで、ここで今回の質問に移りますが、条例はことしいっぱい、平成30年3月までと附則に記載されておりますが、来年からはひじり学園の支払いも始まりますけれども、今後、どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

定住促進の条例の奨励金の件についてですけれども、私が公約で掲げておりました財政の立て直しや健全化を目指す上で、補助金や助成金に限らず、全ての事業を見直しの対象とすることは、これまでも申し上げてきたところであります。今後も引き続き、大町町のため、

ひいては町民の皆さんの負担軽減のために、大町町の人口構造や財政規模に見合った形でコストの縮減を図り、最適化に向けて検討すべきは検討していかなければならないと思っております。

こうした中で、大町町の定住促進条例につきましては、議員がおっしゃるとおり、平成28年3月の定例会におきまして検討の結果、議会の議決を経て、リフォーム補助金については廃止をするという一部改正を行ったところでございます。しかし、定住奨励金につきましては、現条例では平成30年3月31日まで、すなわち来年の3月までに交付決定を受けた方までということで、それを対象にするということになっております。

ここで、平成25年から平成28年度までの交付実績を申し上げますと、転入奨励金につきましては、35世帯、114名で、交付金は4,480万円余りとなっております。持ち家奨励金は、34世帯、143名で、交付金額は3,180万円余りとなっております。合わせますと、69世帯、257名、うち、中学生以下の方が43名、交付金総額が7,673万4,800円となっております。

町内の宅地開発の情勢につきましても、現在までに建て売り分譲や土地分譲の開発行為申請が5地区あっております。今現在も造成工事が既に完了し、これから建て売り分譲に着手される物件もあります。

こうした情勢に鑑み、今後もさらに大町町への定住促進と人口減少の抑制、町の活力を維持するために、平成30年3月までとしているこの定住促進条例の継続を検討し、本年度内に議員の皆様にご提案をさせていただきたいと思っております。確かに見直し等も必要かと思っておりますけれども、いいものはいい、悪いものは悪いという形で、この奨励金については延長という形で、今後、議員の皆様にご協議を申し入れたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

心配しておりましたけれども、そういった前向きな返答をいただいておりますが、ちょっとここで確認をしておきたいと思っておりますけれども、今まで25年から、今までが新築、転入合わせて69世帯というふうに聞いておりますが、済みません、これ、言うたらんけん、わかったらでよかとですけど、年度別にわかるのかどうか、どがんでしょうかね。わかったらよろしくをお願いします。

○議長（永尾光次君）

井原企画政策課長。

○企画政策課長（井原正博君）

お答えします。

まず、平成25年度は転入奨励金が6世帯、19名になっています。持ち家奨励金が11世帯、48名です。合わせまして、17世帯の67名です。

次に、平成26年度、こちらが転入奨励金、17世帯の53名、持ち家奨励金が5世帯の21名、合わせまして、22世帯の74名となっています。

平成27年度、転入奨励金10世帯、33名、持ち家奨励金11世帯、48名、合わせまして、21世帯の81名となっています。

平成28年度、転入奨励金2世帯、9名、持ち家奨励金7世帯、26名、合わせまして、9世帯、35名となっています。

以上です。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

済みません、ありがとうございます。この結果から見ると、やはり25年、26年にはぐっとそれを利用された方もいらっしゃるけれども、特に減っているというふうな感じでもないし、今、町長もおっしゃられたとおり、新築物件が建てば、それで大町のほうにも来ていただけるのかなと思いますし、また、これには大町が住みよいということが、そのお金だけじゃなくて、例えば、町長がずっとおっしゃっていますけど、住みたいまち大町、子育てに特化した、また、福祉に特化した、そしてまた、ひじり学園という教育のためにも来るという形になってくれるといいかなと思いますので、今、町長の答弁がありましたけれども、本当、私としては若干金額が下がっても、これをやっぱりずっと続けていってほしいなと思っておりましたので、そういうふうな町長のお考えでもありましたので、また、来年度の予算のときにはよろしくお願ひしたいなと思っています。

類似した質問になりますけれども、昨日の町長の答弁にもありましたけれども、PFI方式での町営住宅の建設と戸建てへの転居が定住化の柱と考えておりますが、町長の所見のほうをお聞かせください。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

きのうも町営住宅の老朽化ということで、内野議員のほうにも答弁をさせていただきましたけれども、町営住宅の空き家がふえれば、戸建ての家が1軒潰れているというような考え方をすれば、やはり住めるところは住んでいただくという考えで、今、町営住宅をリフォームというか、改修をしながら、また住んでいただくという考えでおります。

ただ、この町営住宅を建て直すというようなことになれば、かなりの財源も必要かと思えます。そういう中で、民間の活力支援、ノウハウを使って住宅を建てる、きのうもありましたみやき町も、町もお金を出さんといかんとでしょうけれども、できるだけ民間のほうに出していただくということで、ああいうやり方をされておりますので、大町町としても、そういう方向、民間の力をかりてでも建て直して、きれいな魅力ある住宅をつくっていきたいというふうに思っております。

特に戸建てになれば、定住奨励金等ありますけれども、アパートの場合がなかなかその辺がありませんので、その辺を含めて、町が何か支援ができれば、その民間のほうにも支援をしていながら、大町町に来ていただけるような、業者が加わっていただけるような形で支援策を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

そうですね、その町営住宅に来られた方への奨励金というのはないかと思えますけれども、みやき町のPFI方式のいいですと、新聞報道でしか私も知り得ていない情報なんです、大体、近くの普通の民間のアパートやったら五、六万円とか、六、七万円のところが、一、二万円安くすることができると、そういったところが奨励金とつながるんじゃないかなと思いますので、そういった形で、賃貸を借りるのも大町で、戸建てになったらもっといいんだというふうな、住みたい町というか、移ってきたい町にということキャッチフレーズにできるような形で、今後も提案をしていきたいと思えますけれども、よろしくお願いします。

最後になりますが、前回3月の一般質問でも訴えてまいりましたが、定住化の取り組みの中で、転入者をふやすことも大切ですが、若者と話をしたときに、転出者をいかに減少させるかというのが大きな課題になってくるかと思えます。ここにいらっしゃる執

行部の方もそうなんでしょうけれども、役場の方とかを中心に、若い中堅どころの職員とか、すばらしい方もたくさんいらっしゃると思いますが、前回も言いましたけれども、転出者をいかに減少させるかのプロジェクトチームとかいうのが役場内に設置されることを希望しますということを言っとったと思います。それについて、何か町長のお考えとかなんかありましたら、お願いします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

転出者の抑制ということで、これは日々、各所管課で話をしておりますし、必要があれば庁議の中でも話をしております。特段そのためのプロジェクトですかね、協議会、委員会等をつくるというのは考えておりませんが、常にそのことは考えての施策の協議、検討をしているところでございます。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

はい、ありがとうございました。これを持ちまして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（永尾光次君）

10番中山初代議員。

○10番（中山初代君）

10番中山初代です。私は、3点にわたって質問いたします。

第1問目は、国民健康保険事業の都道府県化について、2点目は、要保護、準要保護世帯の新入学準備金の早期支給について、3点目は、玄海原子力発電所の再稼働は許せないということについて、1問だけはこの場で質問いたします。

1つ、国民健康保険事業の都道府県化について、国保財政の流れはどうなるのでしょうか。県単位化によって、国保税の値上げが懸念され、不安の声が町民の中に聞かれます。2014年、千葉県銚子市の県営住宅で家賃滞納のため強制退去となり、母親が無理心中を図り、中学2年の娘を殺害する事件がありました。家がなかったら生きていけないと思い詰めた結果ですが、母親は家賃だけでなく国保税も払えず、自治体に国保税の滞納の問題や生活保護の申請

の件で相談に行っています。その相談が解決しないままに事件が引き起こされています。生活保護の申請や国保税の減免、家賃の減免等の対応がされていれば、娘さんの命を落とすことにはならなかったと思われます。日本の住宅政策を含め、社会保障、社会福祉政策の貧困さを如実に示す事件です。

全日本民主医療機関連合会は、経済的事由による手おくれ死亡事例調査を2005年から全国都道府県の646事業所を対象に実施しています。それによると、2015年には63人、2016年には58人が経済的理由で手おくれとなり死亡しています。その中で、国保税が払えず受診を抑制し、症状の悪化で助からなかったという死亡事例が報告されています。

国保財政が厳しい根本的原因は、国庫負担が引き下げられたことにあります。1980年代には、50%を超えていた国保の総会計に占める国庫支出金の割合が、今では25%程度にまで下がっています。国庫負担の増額を求める運動がますます重要です。国保税を払えない人に対しては、生活実態を把握して分割納入や国保税減免の措置をとる、または、相談に乗るなどが、これが自治体の本来の仕事です。しかし、実際には国保税を払えない人に対して、保険証の取り上げ、短期保険証の発行などや人権無視の取り立て、差し押さえが全国各地で急速に広がっています。大町町も短期保険証の発行や、いつの間にか資格証など、収納率を引き上げるための政策も推し進められています。現時点での短期保険証、資格証の発行数を明らかに示してください。

突然、給料を差し押さえられ、生活が一気に成り立たなくなるような生活実態を真っ向から無視した差し押さえ、取り立ては、国保だけでなく年金、社会保険、消費税、地方税などの滞納に対しても行われているのではないのでしょうか。国民健康保険は、歴史的にも法的にも、国民健康保険法には社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とした社会保障制度です。国民健康保険法第1条、この法律の目的には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。」と明確に規定しています。国庫負担の増額を強く求めるべきです。そして、住民負担増は求めないで、国保税の引き上げをしない努力をすべきだと思います。答弁をお願いします。

2問、3問は質問席で。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

中山初代議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、一般質問の通告書が国民健康保険事業の都道府県化について、国保の財政の流れはどうなるのかということですので、そちらの説明をさせていただきたいと思います。そして、後もって、短期保険証の発行数を担当課のほうから報告させていただきたいと思います。

国民健康保険事業の都道府県化についてということですが、まず、小さなことかもしれないけれども、都道府県化ではなくて、広域化ということでおとどめおきいただきたいというふうに思います。

初めに、国保財政の流れはどうなるのかの御質問でございます。

現行では、各市町が個別にそれぞれ運営をしておりますが、広域化をするためには、原則、各市町がそれぞれの累積赤字を解消することが条件となっております。大町町の国保財政事業は、非常に厳しいというのは議員も御承知のことと思います。これは、大町町に限ってというよりも、全国的なことでもあります。こういう情勢の中で、大町町は平成29年度に累積赤字を解消し、広域化に臨むこととしております。

考え方としましては、昨年11月の議会例会で説明をさせていただきましたけれども、当時は1億2,000万円の累積赤字でしたけれども、平成28年度末では1億400万円程度になっておりまして、うち、5,000万円を広域化等支援基金貸付金、残りを一般会計から繰り入れということで解消したいというふうに思っております。

平成30年度からは、県が財政運営責任など中心的役割を担いますが、まず、県は市町が国保運営に必要な市町単位の国庫事業費納付額を決定し、市町はその額を納付します。その納付した額から必要な費用の給付を受けて、町は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の改定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととしております。

○議長（永尾光次君）

西森町民課長。

○町民課長（西森明広君）

お答えします。

先ほどの短期保険証の件でございますが、現在、資格証のほうは3世帯、3名、短期の1カ月の分が21世帯、31名、3カ月が20世帯の29名、6カ月証が14世帯の23名で、総合の58世

帯の86名となっております。

以上です。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

通告書には値上げをしないで頑張ってくださいと書いていましたよね。国保税の値上げはしないで頑張してほしいと書いておったですよ。最後に答えてください。

江北町では、3月議会で提案された値上げがあります。医療分だけ、介護とか高齢とか関係なくて、医療の分だけが10%値上げ、1人2,400円、全体で1,500万円を見込み、値上げを提案されています。基山町でも、国保会計は黒字なのに、基金も2億3,000万円を超える積み立てをしているのに、引き上げざるを得ないと方針を出しています。

国保の県単位化の目標は、都道府県が財政運営の主体となることで財政基盤の安定化を図るとしています。しかし、これは国保税の引き上げと医療費の抑制につながります。今、必要なのは、高過ぎる国保税の引き下げと滞納世帯に対する保険証の取り上げをなくすことだと思います。さらに国保税の引き上げはしないで頑張るという姿勢を示してほしいと思います。お答えください。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほど通告のほうで1問目を答えさせていただきましたけれども、引き続き、先ほど申し上げられました、引き上げはしないで頑張る姿勢を示してほしいということでございます。

2問目のほうに国保税の値上げが懸念される中、不安解消をどうされますかという御質問があります。まず、そちらのほうからお話をさせていただきたいというふうに思います。

各市町の標準保険税率を平成29年12月に示します。これは県のほうがですね、税率を示します。その後、町が保険税率の決定を行いますので、現時点でこの国保税が高くなるのか低くなるのかは不明でございます。

町としましては、保健指導事業として、特定健診未受診者対策、特定健診受診者フォローアップ、生活習慣病重症化予防対策、糖尿病性腎症重症化予防対策、特定健診受診及び特定保健指導実施、人間ドック検査費助成事業、ジェネリック医薬品の利用推進、また、特定健

診受診率向上のための健康ポイント事業等を行いながら、医療適正化を図り、平成28年度から前倒しで実施をされております保険者努力支援制度の交付金を利用しながら、医療費の抑制を図っております。今後も、医療費を抑えるという形でいろいろな事業を展開したいというふうに思います。

なお、平成28年度末現時点で、皆様の御理解、御協力により、医療費適正化の効果があらわれておりまして、単年度決算見込額については約1,600万円の黒字となっております。先ほども申し上げましたけれども、累積赤字が1億2,000万円から1億400万円程度になる見込みでございます。

今後も引き続き、国民健康保険事業への御理解と御協力をいただきながら、健全な国民健康保険事業の運営に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

いろいろと努力されていること、わかりました。今のところはもちろん県の動向が示されていないので、国保税値上げは不明ということなんですが、今後とも努力の結果、何としても国保税の引き上げだけは避けてほしいと思いますし、そして、何としても今、自治体、県もしなければならないのは、国保法の1条にあるように、国庫負担が50%というところに法律はなっていますので、その方向をしっかりと国に対する要望を強めていただきたいと思います。そして、住民負担増はさせないという、値上げはしないという姿勢をしっかりと持っていただきたいと思いますと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

この国保税を上げないためには、やはり町民の皆さんの健康づくり、医療費の抑制が一番大事なかなというふうに思います。この国保税というものは、納める医療費の額、それから、納める額が決まってくるけれども、その健全なバランスの中で、今後、県が標準、基準というものを示してくると思いますので、町としましても、これはもう広域化だけでメリットがあるものではないと思っています。これを税の一本化をして、初めてメリットがあるのかなと、スケールメリットが出てくるのではないかというふうに思います。

今後、税の一本化に向けて、私たちも努力をしていきたいと思ひますし、まず、国のほうにも、議員おっしゃるような国の負担というの、市町で要望していきたいというふうに思ひます。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

先ほどから申しておりますように、国の国庫補助というのが本当に半額になっているんですね。だから、町も県もこぞって、その国庫補助の引き上げのための運動というですかね、そういうのが最も強められなければ、やっぱり住民負担増というのが心配されますし、実際、そういうことになってくるんじゃないかと思ひますが、都道府県化の動向について各県の動きが、私の資料でありますけど、佐賀県は国民健康保険運営方針の作成に向けて10年かけて統一保険料を実施することを示しましたが、市長会等で各市町からの反対、懸念が吹き出し、結局、時期を明示せずとなっているというふうに書いてありますが、本当ですか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

この前、いつやったですかね、GM21ということで、知事を中心に各市町の首長が集まって話をするとき、この話が出ました。その中では、やはり一本化するのに抵抗があるという市町もあります。というのは、今、安いと、一本化したら高くなるのではないかと、うちと逆の発想でしょうけれども、ただ、これは一本化をしないとメリットにはならないというふうには私たちが思っておりますので、早急に一本化に向けての協議をお願いしますということはおっしゃっております。ただ、今、10年後を目指すということになっているというふうには聞いております。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

今後の動向を注目して、逐次報告をしていただきたいと思ひます。とにかく、国保税の引き上げはしないで頑張る姿勢を持っていただきたいと思ひます。

2点目について質問いたします。

2点目は、要保護、準要保護世帯の新入学準備金の早期支給について質問いたします。

就学援助は、憲法第26条の義務教育は無償とするという原則に基づく制度です。学校教育法第19条は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとしています。経済的に困難を抱える新小学生、新中学生がいる保護者に対し、就学援助費の支給を入学前に支給する自治体がふえています。大町町では、ことしの新入学生への支給は現在どうなっているのでしょうか、できればお答えください。

国の2017年度予算で、要保護世帯、準要保護世帯に対する就学援助のうち、新入学児童・生徒に対する入学準備費の国の補助単価が約2倍に引き上げられました。それは、日本共産党の田村智子参議院議員が今年の5月24日、参議院文教委員会で新入生全員が購入するランドセルや制服などの費用と就学援助が大きく乖離していることを指摘し、抜本的に引き上げを要求しました。文部科学大臣は乖離を認め、調査と対応を約束していました。その結果、小学生に対する補助単価は2万470円が4万600円に、中学生には2万3,550円から4万7,400円に引き上げられました。入学準備のための借金が不要となるために、遅くとも3月支給をお願いしたいと思いますが、お答えください。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

要保護、準要保護世帯の新入学準備金の早期支給についてですけれども、保護世帯の新1年生と新7年生の新入学児童・生徒学用品費等は、福祉事務所に申請され認定された場合、入学、進級前に支給されています。

しかしながら、準要保護の児童・生徒については、慣例により、ほかの学用品費などの援助に合わせて7月に支給をしております。今年度も、これまで同様、7月、12月、3月の3期に分けて支給する予定です。新1年生、新7年生については、学校教育法施行令に基づき、就学予定者への入学、進級通知を1月に行う必要があります。その後の就学援助申請をもとに、3月の定例教育委員会で援助可否決定が行われています。これを受けて支給手続を行う手順となっております。

議員がおっしゃるとおり、新入学児童・生徒学用品費は、ランドセル、それから、制服代等の支援であることを考えれば、入学式、進級前に支給することが望ましいと思いますが、

申請手続の前倒し、それから、早期支給希望者の把握などを行いながら、次年度の予算措置を4月に支給できるよう考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

今、いろいろ手順があつて、来年は4月にとおっしゃいましたけど、よその町では、3月、12月のところも全国的にはあるですよ。だから、4月ではやっぱり借金は必要になるんですよ。最低3月に支給を目指して努力していただくことはできないんでしょうか。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

他市町の例で3月支給の例もございますので、その場合、前年度予算の措置というようなことになりますので、その辺も研究をさせていただいて、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

何としても3月支給に努力してほしいとお願いいたします。

まだ人数等はわかりませんよね。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

私どもで担当しております準要保護については、小学生で18名、中学生で27名、計45名、28世帯、全児童の11.5%となっております。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

よろしく、3月支給を目指して頑張ってくださいと思います。

引き続き、玄海原子力発電所の再稼働は許せない、町長はその立場に立ってほしいという

気持ちで一般質問をいたします。

福島原発事故から6年3カ月がたちました。日本共産党は、原発に頼らない社会を求めています。一たび事故が起きると収束困難で人々が住めなくなるというのは、チェルノブイリの事故でも人類は経験してきました。スリーマイル島の事故もチェルノブイリの事故もヒューマンエラーでしたが、6年前の福島第一原発事故は地震と津波という自然災害により起きたもので、地震列島といえる日本での恐怖も体験しました。ちょうど1年前は震度7の熊本地震があったことを思い起こします。福島では、いまだに8万人を超える人々がふるさとを後にして避難生活を送っています。福島の子供たちは、現在184人の甲状腺がんやその疑いを持った子供もいると言われていています。さらに経過措置に当たる子供も多数います。子供の生命、健康のことが心配だというお母さんたちの願いに、私たちは応えなければなりません。

放射性物質の拡散によって、人々の生命、健康が脅かされ、なりわいも壊されていく原発事故、その隣り合わせの再稼働はすべきではありません。一たび事故が起き、放射性物質が放出されれば、人々はそれを抑える手段を持たず、被害は行政区分に関係なく空間的にもどこまでも広がる危険があります。時間的にも将来にわたり危害を及ぼし、地域社会の存続さえ危うくしてしまう、それが原発事故の恐ろしさです。人類と共存できないというのが、福島から学んだことではありませんか。原発が再稼働していなくても電気は足りています。原発は稼働しなくても電気は足りているんです。県民も町民も、この間、原発なしで暮らしてきました。これからも原発のない社会で暮らしたいと思います。

予定されている玄海原発の再稼働まで、できる限りのことをやり抜き、再稼働をとめるべきだと思います。多くの町民の賛同を得られるものと思います。ぜひ、再稼働させないための町長の意思をお聞きしたいと思います。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

玄海原子力発電所の再稼働を許さない、その立場にという御質問でございます。

私は、これまでも私の考え方の中で、玄海原発の再稼働については、新規制基準審査をクリアすること、そして、安全性が担保されればということで申し上げてきておりました。そういう中で、国が求めております、福島のような事故を二度と起こさない、そういう高いレ

ベルでの新規制基準に適合していると原子力規制委員会が判断をしました。地元の玄海町の首長、そして、議会の皆さんも同意という形、そしてまた、県の議会のほうでも容認と、何より山口知事が同意されたということでありまして、佐賀県知事の立場で苦慮に苦慮を重ねられて苦渋の決断をされたということは、非常に重たい決断であるというふうに思っております。したがって、玄海原発が新規制基準をクリアした以上は、私が知事の決断に関知できる立場ではないと思っております。

ただ、3月やったですかね、今申し上げましたとおり、大町町は避難者の受け入れ自治体となっております。避難されてこられる方が安心して大町町に行けば安全なんだと、そう思って大町町を目指してこられます。そのための受け入れ体制を整えることが大町町には求められていると思っております。このようなことから、今後も引き続き避難計画の議論を深めていくとともに、不断の改善を求めていくことが重要であると考えております。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

世界一厳しい規制基準と安倍政権は言っています。しかし、新規制基準は田中委員長の話では、絶対的な安全性を確かめるわけではないという立場を再三答えられています。だから、安全じゃないんです。世界一厳しい基準じゃないんです。そんな基準は世界にないそうです。

そして、避難民を受け入れることに力を入れるとおっしゃいましたが、水川町長は、その20市町の会議の中で、避難民を受け入れる市町の避難のことを要望されていましたよね。大町町民もそういう事態になるかもわからないという言葉をおっしゃったと聞いて、私は喜んでおりましたけど、そういう気持ちもあられるんですか。ちょっとその部分を。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

この避難計画ですね、これについては、私も十分だとは思っておりません。やはり実効性がある避難計画にしていかなければならないというふうに思っておりますので、今後も不断の改善が必要だというふうに思っております。

そしてまた、この受け入れ自治体といえども、町民の皆さんは避難をされることは当然だと思えます。我々は受け入れをしていく立場でありますけれども、町民の皆さんにそれを強

いることはありません。ただ、大町町民の方も、やはり避難をするというのはありますので、そちらの受け入れ先も協議をしてくださいということは話をしております。

そしてまた、今は県と地元、同意の地元ということで避難計画も練られておりますけれども、実際、受け入れる市町も一緒になって、その避難計画はつくり上げていかなければいけないというふうに思っておりますので、今後もその辺のところは、九電、あるいは県のほうにも申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

6月6日、突然テレビのニュースで知りましたが、原子力機構大洗研究開発センターで、放射性物質の点検作業中に20代から50代の作業員5人が強い被曝を受ける事故があり、新規規制基準は住民の安全との視点が完全に欠落していると思います。1人の肺からプルトニウム239が2万4,000ベクレル、作業員の被曝限度を超える法令違反の状態の事故だと各新聞が書いています。このことについて、玄海原子力発電所の再稼働について、どのように感じられましたか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

原発でプルトニウム等については、平和利用という考え方でいろいろところで研究、あるいは利用されていると思いますけれども、その中での事故ということで、非常に痛ましい事故があったなというふうには思っておりますけれども、これを玄海原発と直接結びつけるものではないと思っています。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

あの事故が再稼働と関係ないとおっしゃいますが、このような大きな人類の命を妨げてしまう、こんな事故を目の当たりにして、本当に原子力発電所は必要なのかということ、やっぱり町民も県民も国民も考えていると思うんですよ。だから、県民投票とか、いろいろ問題も持ち出されて、関係者ではおられますが、やっぱり県知事が再稼働を容認したと言

ながらも、まだ再稼働のその時期までには時間がある、精いっぱい町民の命を守るためには、私はやっぱり反対の声を今後もあらゆる場所で発言していただきたいと思います。そして、町民を守っていただきたいと思います。答えられたら、答えてください。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

この玄海原発の再稼働に関しては、私は私なりの考えでこれまでもお話をしてきたつもりでございます。大町町民の生命ということでございますけれども、当然、私はその立場にあるというふうに思っています。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

新規制基準は、絶対に世界一厳しい基準ではありません。はっきり多くの人たちが、学者が言うておりますので、この田中さん自身も絶対に安全性は確保できないとおっしゃっていますので、やっぱりあらゆる場所で再稼働反対の立場を貫いてほしいと思っています。もう一回、答えてください。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

新規制基準についての田中委員長の発言ですけれども、立場上、福島事故は二度と起こさない基準にあるということも言われております。ただ、我々、自分たちが安全だということとは言えない、それを言ったときには、より安全を求めることがストップしてしまうということの発言もあっております。

そしてまた、避難も屋内退避が重要だということも言われておりまして、いろいろなことを言われている中での、私は私なりの判断をしたつもりでおります。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

終わります。

○議長（永尾光次君）

ここで暫時休憩いたします。

議会は、11時5分から再開いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（永尾光次君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番松崎議員。

○8番（松崎直文君）

8番松崎でございますが、今回は2つの項目について質問いたします。

1点目として、町民運動会のあり方について、2点目として、企業誘致の取り組みについてお尋ねいたします。

1点目の町民運動会のあり方について質問いたしますが、このことに関しては以前もお尋ねしておりますので、簡潔にいきたいと思います。現在の大町町は、御存じのとおり、人口が減少し、少子・高齢化が進んでおります。参加できない地区もあり、また分館対抗の種目でも参加できにくくなってきております。

このような中で、町民運動会のあり方を検討すべきではないかということでございます。子供たちや若い人たち、お年寄りの方々、それぞれの人口構成を考えたプログラムの構成、このようなことは去年、町制80周年記念の町民運動会で検討をなされていたかと考えますけれども、あいにく雨天中止で内容が見えておりません。

そこでお尋ねですが、まず去年の内容はそれまでとどう違うのか、その考え方はどのようなことで決定したのか、まずお尋ねいたします。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

町民運動会のあり方の御質問でございますが、昨年度の取り組みということで御質問がございました。町民運動会のあり方については、これまでプログラム等についての町民アンケートや分館長会からの意見を参考に、活性化に向けてスポーツ推進員とともに課内で検討

してまいりました。

今回、今年度の町民運動会終了後にさまざまな立場の方に集まっていただき、検討委員会を立ち上げて、そこでさらにまた議論していただく予定です。

昨年度、雨で中止でございましたけれども、町民アンケート、分館長会からの御意見、それからスポーツ推進員とともに課内で検討してまいった結果、縄跳びの中止、それから別にかわる種目の交代、それから分館対抗リレーの人数の縮小、このようなところで取り組んでいるところでございます。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

去年、おととしの質問でございましたので、去年の運動会に反映されていたかと思います。

検討委員会を立ち上げて今後、検討していくということでございますが、そのような中で、プログラム構成、それぞれ若干変わってきているかと思いますが、子供たちの参加が少ない、またお年寄りの人口割合、多いですよ、そういった多い方の参加種目をふやすことも一つの考えではないかと思います。現在、大体2時ぐらいまでには終了していますよね。以前は夕方までであったんですよ、かなり参加者も多かったのです。

ですから、そういった今までの運動会に参加が少なかった方々の参加を求めるような内容といたしますか、対応といたしますか、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

お答えいたします。

町民運動会は、大町町教育基本方針で生涯スポーツ活動の振興、町民総ぐるみのスポーツ活動の推進を掲げており、その方法の一つとして考えております。もちろん、町民総ぐるみですから、お年寄りの皆さん、それから子供たち、老若男女たくさん参加していただくように、ことしの運動会も昨年の計画を踏まえて対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

そこで、2点目に、これはことし、教育長にも相談があっていたかと思うんですが、ひじり学園が今、小中一貫校として運営されております。ことしまでは小学部、中学部と別々であったものが、来年度からは一貫校としての1年生から9年生までの1つの運動会として検討されているというふうなこともお聞きしておりますが、教育委員会として、また学校の事情としていろいろ難しいことはあるかと思いますが、お尋ねです、ひじり学園との町民運動会、合同開催ができないかということでございます。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

お答えいたします。

学校では今年度も、議員おっしゃるとおり、小中別開催で実施いたしました。小中合同開催については、学校長の提案をもとに学校運営協議会で検討が今、始まっているところです。その学校運営協議会、それから職員の皆様の御意見、保護者の御意見を踏まえながら考えていきたいというふうに小中合同開催については思っております。

町民運動会と学校の合同開催ということにつきましては、先ほど申しました、秋ごろに設置予定の検討委員会、これにさまざまな方々に来ていただいて、そこで議論していただく予定です。

ただ、町民運動会、学校の運動会、それぞれの開催目的、それから教育的意義、これを損なわないことが重要と考えております。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

確かに教育長がおっしゃるとおりだと思います。

3点目にお尋ねしようと思っていたことなんですが、今出ましたので、この町民運動会のあり方について、どういった内容に持っていくかというのは検討委員会を立ち上げてということで答弁がっております。そういった検討委員会のメンバー構成というのは、どういったメンバー構成になるのでしょうか。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

町内のさまざまな社会教育関係団体も含めて、学校も含めて、これからメンバーの精選に検討してまいりたいと思います。地域のさまざまな方々という視点のもとにメンバーの決定を行っていきたいと思います。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

ことしの運動会、楽しみにしております。

そこで、町長にもお尋ねです。

町民運動会に出席できない、これまでの現状、地区が2つ、今までございました。3つ、4つとふえていく可能性もございます。

以前も案として出ておりましたが、大町町は地区が今、31地区ございます。この地区の統廃合についてお考えがあれば、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

行政区の統廃合については、10年ほど前の市町村合併の協議をしていたときに、一時期、出たところでございます。そのときは、最終的には頓挫した経過がございますけれども、なかなかこの行政区の統合というのは進まないものがありますけれども、一部の区長、住民の方からは、いろいろな行事ができない、運動会にも参加できないということで、統合をちょっと考えたらというような御意見も伺っております。一度、区長会のほうにそういう御提案というか、協議を一緒にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

今の統合につきましては、今後、大きな大町町の課題になってくるかと思っておりますので、できるだけ早いうちから検討委員会なり立ち上げて進んでいただければと思います。

次に、2点目の企業誘致の取り組みについてお尋ねいたします。

平成28年2月に策定されました大町町第4次総合計画後期基本計画、この中では工業の振

興において施策の目的に地域経済の活性化と雇用の場の確保に向けた取り組みとして企業誘致に向けた環境整備を図るとあります。主要施策においては、企業誘致に向けた条件整備として、新たな工業用地の確保に向けた土地利用ゾーニングを適宜検討するなど企業誘致に向けた条件整備を図るとあります。

今現在、あるスーパーが町内に進出するという話も出ているようでございますけれども、スーパーに限らず企業誘致を考えなければならないと思っております。企業誘致を行う場合に、町として土地を購入してでも実施する考えはおありでしょうか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

企業誘致についての御質問ですけれども、この企業誘致というのは、若者の町外への流出を抑制、それから定住促進、転入者の増加にも寄与するというふうに思っております。さらに雇用を促進する、そしてまた、大町町の活力の維持ということで非常に重要な施策であると考えております。県内各所においても、今、多数の企業が進出をしてくれてきておりまして、現在でも工業団地等の需要は高いというふうに認識をしております。

このような情勢の中で、大町町としましても積極的に企業誘致に参入するため、県のほうの御理解をいただいて、今年度、職員1名を県庁の企業立地課のほうに出向という形でノウハウの取得、それからスキルアップ、そして都市圏情勢の情報の収集のために派遣をしたところでございます。

今後、大町町が狭小なエリアの中で地域活性化に資するような企業誘致を図っていくには、一定の面積の土地を確保することが必要となります。一団のまとまった土地を購入し、整備することも視野に検討をしていきたいというふうに考えております。

ただ、進出する企業に対しての優遇措置ですけれども、大町町の場合、よその市町と比較をした場合、到底、勝負にならない程度のものであります。だから、企業に候補地として大町町を選定してもらおう上で、優遇措置というのは一つの重要な条件の一つになってくるのではないかと考えておりますので、県内市町のほかのところの制度を研究し、企業側から注目を集めてもらえるような制度を構築していきたいというふうに思っております。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

優遇措置等につきましては、ちょっと大きな問題になってくるかと思えます。大きな問題というか、町としていかに考えていくかというのは非常に難しさもあるかと思うのですが、今の答弁の中で、一団のまとまった土地と答弁されております。そこら辺、購入ということになるかと思えますが、町内でそのような場所は、私が思うに南部——国道34号線から南のほうですね、あの田園地帯しかないと思われませんが、農地を購入して造成を考えておられるのでしょうか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

確かに、町内である程度の規模の土地を確保しようとするならば南部の農地が有力になるかと思えますけれども、鉄道以南の農地につきましては、ほとんど農業振興地域というふうになっております。そして、現実的には農業振興地域の除外というのは非常に厳しい、そしてまた、目的外の転用についてもできないということもありまして、そしてまた筑水事業の償還ということも残っておりまして、大規模な開発は非常に厳しいというふうに思っております。

それが実情でありますけれども、それも一応、可能性の中にはやはり入るのではないかというふうに思います。中には自分の農地を売るといような方もいらっしゃいますので、その辺のところも、もし目的内の転用ができれば、その辺のところは農振除外も努力をしていきたいというふうに思っております。

現在、畑ヶ田の北部のほうに3ヘクタール近くの土地があります。近くには工業用水も通っているということで、そしてまた、さまざま諸事情があります。町としましては、この土地を一つの候補地として企業誘致のために活用をしていけたらと思っておりますので、今は相手方の情報もいろいろ聞いているところであります。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

今、畑ヶ田地区の北部と言われましたけれども、私が思う、そこはいろんな事情があって、ちょっと言葉に出にくいところがあるかと思うんですが、杵島商高の裏、要するに北側

の今、造成してある土地と判断してよろしいでしょうか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、近くに杵島商業がありますけれども、その道を挟んだ北側に位置するかというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

農地も含めて企業誘致ということ、私、ずっと言っておりますけれども、企業誘致も必要ですけれども、町長が選挙に出られるときにスーパー、買い物弱者の対策を何とかするともおっしゃっていますので、そういったスーパーの問題とか、企業、先ほどから話している企業の誘致、これは両方、絶対必要かと思えます。スーパーも一つの企業と考えれば、一言の企業誘致になるわけですが、いろんな利用場所、その企業に応じた場所的な判断もあるかと思えます。

今のその場所でしたら、私もちょっと相談を受けているところがあるんですが、地区の方々も非常に困っておられるわけですよ、あそこは。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思えます。

そこで、答弁、あったらお願いします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私のところにも、実は地元のほうからそういうお話を聞いておまして、それも、これは相手があることでどうなるかわかりませんが、今、いろいろと情報を収集しながら、ぜひ、地元の皆さんの要望にも応えたいと思えますし、大町町に土地がないということもありますので、その土地を活用できればというふうに思っておりますので、前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（永尾光次君）

松崎議員。

○8番（松崎直文君）

ありがとうございます。いずれにしても、きょうの質問、町民運動会、これは内容は簡単なことですが、町民にとっては大きなことです。大町町の元気づけのためにも、こういった運動会で町民一体感が出るということも必要かと思います。

あわせて、さっきの企業誘致の件でもございますが、やはり企業が来て町が潤っていけば人口も当然ふえてくると思いますので、町の将来のために、それぞれ頑張っていきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

2番藤瀬都子、国道34号線の交通安全対策についてお尋ねをいたします。

平成29年5月17日現在、県内で交通死亡事故が14件発生して、14名の方のとうとい命が失われました。その中に3月25日の深夜、大町で起きた国道34号線での交通死亡事故も含まれています。前年もことしも、町長みずから町民に対して交通安全に関する呼びかけや回覧等による啓発も行われましたものの、大町での死亡事故にはびっくりいたしました。

そこで、交通事故防止のためには運転者、歩行者及び自転車が正しい交通ルールの遵守と交通マナーを実践することが必要と思いますが、事故の起こりにくい環境の整備充実も必要ではないでしょうか。一部分、杵島商高前から畑ヶ田までの歩道は整備されましたが、そこから西に向かった歩道整備、また夜間でも歩行者等の認識ができるよう街灯の設備が有効だと思いますが、それらの計画があるのか、お伺いをいたします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

交通安全、国道34号線の件ですけれども、議員おっしゃるとおり、これまで交通事故件数は、白石警察署管内で江北町と白石町の陰に隠れていましたけれども、最近は大町町内の国道34号での交通事故が目立っており、非常に残念に思っております。

昨年は、町民の皆さんが交通事故に遭われないようにと交通安全キャンペーン、これは民間の方にも御協力いただきましたけれども、そして、靴のかかるとに反射材を貼付するという

運動を展開したところでございますが、ことしは高齢者の免許証返納を促すためのタクシー券の配布と国道への無理な進入を防ぐため、国道の役場の前と小学校のところの交差点——国道に接する町道の側のほうにですけれども、この信号はしばらくしたら自動で変わりますといったような意味の看板を設置し、交通事故防止に努めているところでございます。

そしてまた、今週の9日には白石警察署管内の3町の首長と議長さんと山口知事とお会いし、交通事故防止のための取り組みを報告することとしております。

今、畑ヶ田地区の国道34号線沿いには歩道が設置をされ、もう見違えるような道になっております。本当にきれいな道になって喜んでおりますけれども、大町町、町内全域の国道34号の歩道につきましては、上下線とも一部区間に設定されているのみで整備は十分でないと思っており、今後も引き続き、国土交通省、あるいは佐賀国道事務所等に積極的に歩道の設置と、そして今、右左折ラインの誘導、それから、注意喚起のカラー舗装を要望していきたいというふうに思っております。さらに、国道34号バイパス建設促進期成会の国土交通省への要望活動の中でも、現道拡幅や交差点改良とともに、歩道、自転車道の整備を盛り込んでいきたいと考えております。

また、街灯の設置につきましては、国道においても道路管理者が設置する照明灯ということで、道路照明施設設置基準が設けられております。今後は、この基準を満たす条件を検討し、国土交通省とも協議を進めていきたいと思っておりますけれども、畑、田んぼへの害虫被害ということも考えられますので、地元や耕作者の意向もお聞きしながら検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

今ので大体わかりますが、私は国道34号線の杵島商高前から中島のファミリーマートまでの電柱を数えましたら、片側に約92本ありました。この電柱に、全部とは言いませんが、費用の面を考え1本置きに照明をつけたら46基、随分明るくなると思います。夜間の車運転中はライトをつけているので暗いとは思いませんが、歩行者にとっては明かりがなければ暗いということには違いないと思います。今回の34号線での交通死亡事故を考えると明かりがあったらなと思いました。

このことから、道路の歩道の設置、北方のほうはちょっと早かったですよ。大町のほう

は今回、やっとでき上がったところですが、そして、やっぱり昔は企業等があったときには、商売人の方にしてもそうですが、やっぱり商売のための街灯とかもあったと思いますが、今は本当に少なくなってきております。だから、そのことについて、やっぱり農業のほうに何か明かりが行って作物に被害とかということですが、今、LEDになっていますから、そこから辺のところではどんななんでしょうかね。とにかく明かりのことを重点的に、ちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

防犯灯については、各区の要望に応じてできるだけ設置をしていくということにしております。それで、何年か前に誘導灯ということでLEDを使って整備をしましたけれども、現実、LEDで農作被害があったということで、うちのほうに苦情がっておりますので、多分、LEDでも同じことではないかと。これは虫が寄ってくるということですよ。それで、その虫がそのまま農作物について被害を与えるというようなことだと思います。ということで、LEDも変わらない被害が出る可能性があるということでございます。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

この件に関しましては、国道工事事務所との話し合いになるかと思っておりますので、そこら辺を鑑みてお願いしたいと思います。

それと、やっぱり再三、啓発活動はされておりますけれども、なかなか実体的には守られていないところもあるのではないのでしょうか。そして、今、大町の幹部派出所に白石署が建てかえのために来ておられますので、警察の力もおかりしたところで、やっぱり国道34号線の交通安全対策については考えていっていただきたいと思っております。

その次に、2問目の質問でございます。

自治体への非正規職員の待遇改善についてということでお尋ねをいたします。

さきの衆議院本会議において、自治体で働く一般職の非常勤職員に期末手当、ボーナスを支給できるようにする改正地方自治法などが賛成多数により可決、成立をいたしました。この改正法は、一般非常勤職員としてフルタイムで働く人は退職手当も支給できると明記され

ています。正社員とは仕事の内容も余り変わらないが、正職員に比べて賃金水準が低く、待遇にも違いがある上、原則1年以内の任期で契約を更新される不安を考えれば、少し朗報かと思えます。

ただ、この法律の施行は2020年4月1日からになっていますので、町で雇用されている臨時職員の方の待遇改善のため、施行前、他町に先駆けて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

非正規職員の待遇改善ということの御質問でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布をされ、おっしゃるとおり、平成32年4月1日から施行されます。改正法は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、あわせて会計年度任用職員に対する期末手当の給付について規定を整備することをその内容としております。

現時点では、期末手当が支給可能な会計年度任用職員の基準が明確に示されておきませんので、町が雇用をしている日々雇用職員が会計年度任用職員に当てはまるかどうかは、はっきりしていない状況でございます。今後、マニュアル等が国から示された後に、他市町の状況も勘案しながら必要な措置を講じていくことになると思います。

なお、町の条例を整備することになったとしても、改正法の施行日に合わせ平成32年4月1日から施行することになりますので、前倒しでの実施というのはいかなるものとも考えます。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

なかなか32年までということになりますと、これからまた何年かあるわけですね。

それで、新聞に出ておりました、このことに関しましては、また会計年度任用職員とかとなりますと、ちょっとやっぱり言い方がどうなるのか。それで、今、大町のほうは職員と嘱託職員、臨時職員、パートタイムという認識でよろしいでしょうか。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えします。

今現在、町の職員につきましては、正規の職員、そして退職後の再任用職員、そして常勤でございますが嘱託職員、そして非常勤としまして臨時職員ということになっております。臨時職員の中には、正規の1日7時間45分、それと、わかばとかにつきましては半日、そういう勤務体系になっております。

以上でございます。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

この中で、確かに職員さん、正規の職員で雇われていらっしゃるけれども、なかなか仕事がさばっていない方もいらっしゃるという聞いておまして、その中で、やっぱり嘱託職員とか臨時職員の方が、本当にその方たちを補佐していかなければいけないという現状が、今、あるようございますが、その点について、1点だけお尋ねをいたします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

もう、これは再三、言っておりますけれども、嘱託職員は正規の職員と同様の仕事をしていただいております。臨時職員については補佐という形で採用をしておりますので、補佐の仕事をしているものというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

今のところ、どちらでも職員と嘱託職員の場合はボーナス、嘱託職員の場合は特にそうなんですが、退職職員の場合にはちょっとよく内容が、私、わかっておりませんが、嘱託職員の場合は職員よりも若干安い給料であるけれども、ボーナス等は支給されているのですよね。

そしたら、その中で、その課の内容によるのかもわかりませんが、やっぱり仕事の内容、職員を補佐しながら嘱託職員がやっていくところでしょうけれども、職員さんの動きが悪いとなってくると、やっぱりそこら辺に負担がかかってくるというのはあるかと思うんですが、その点をちょっとお願いいたします。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

嘱託職員につきましては専門的職になりますので、そういう部分になっております。特に福祉とか、そういう部分での任用が多い部分でございます。

それで、通常職員につきましては、そういう専門的部分も担いますが、あくまでちょっと仕事の的にはそういう係の中で専門的な嘱託としての職務をやっていただいております。

以上でございます。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

わかりました。そしたら、今回はどっちにしても、この自治体の非常勤にボーナスをということは32年まで、町のほうが中のほうの法律というか、町のほうのあれを改正してからということで、一応、32年からということですね。

そしたら、あと、大町町で独自にできる職員のための何かフォローといいますかね、今、わかばとかなんとかが臨時職員の中で半日、そして、休みのときには1日勤務されているわけですね。そしたら、そういった中での大町だけの処遇改善というようなことは、何か考えていらっしゃいますか、その点だけお聞かせください。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

今、議員おっしゃられますように、わかば学級等につきましては、半日勤務とかいうことでございますが、この分については、うちが勤務条件、1日の労働時間、これを示した中で応募をいただいております。

そういうことで、新たな処遇改善ということで賃金アップ等を今現在のところは、ちょっ

と考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

ただ、この場合は1年ごとの雇用という形ですよね。1年ごとに契約が切れて、それでまた応募をして採用という形ですよね、その点だけ、お願いします。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えをいたします。

そうですね。まず、臨時職員の応募ということでしていただきまして、その中からちょっと選考で採用をさせていただいております。

そして、任用期間につきましては、これは半年ということで、ちょっとまず切りまして、年に2回の前期と後期という雇用を、そういう形で1年間の雇用ということで行っております。

以上でございます。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

臨時職員の場合が特別に、結局、年に2回、半年ごとに切りかえという形ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）わかりました。

そしたら、ちょっと今、一つ、一番、私がわかっているのは、わかばの職員さんが、わかばに出たとします。そしたら、それを結局半年ごとに、またそこでどうしますかという形で聞かれるということですよ。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

まず、日々職員の規定がございますが、この中で雇用期間については6カ月、そして再延

長ができるということで、その規定を適用しております。

以上でございます。

○議長（永尾光次君）

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

はい、わかりました。そしたら、今後ともこれがちょっと目玉になるかなと思っておりましてけれども、非常勤職員にボーナスが来るまで、また臨時職員の方々に来るまでには、ちょっと32年にならないとわからないということですので、ほかの臨時職員の方の優遇というか、雇用だけでも期間が延長できればよかったと思います。

以上で終わります。

○議長（永尾光次君）

これにて一般質問を終結いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午前11時44分 散会